

# 第1章

## 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画期間及び見直し時期
- 4 計画の策定体制

# 1 計画策定の趣旨

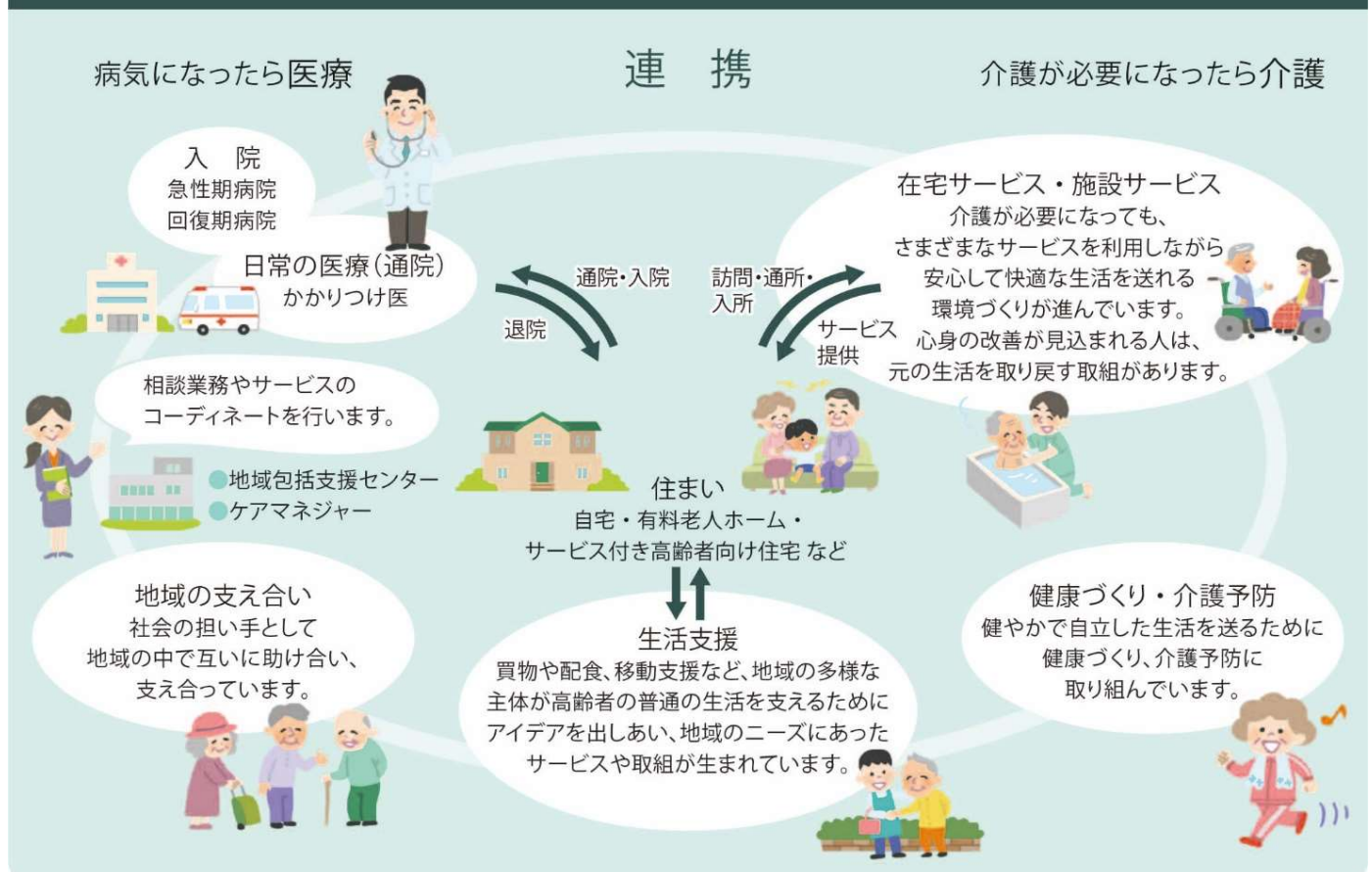
本市の高齢者人口は、令和5年（2023年）3月末において35,314人、高齢化率※は31.1%であり、計画期間中に、いわゆる団塊の世代※が75歳以上となる令和7年（2025年）を迎えます。今後、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）まで高齢者人口はほぼ横ばいで推移しますが、とりわけ要介護認定率※や介護給付費が増加する85歳以上人口の75歳以上人口に占める割合が高くなることを見込まれています。

こうした状況を踏まえ、「地域共生社会※」を実現するため、地域包括ケアシステム※の深化・推進に向けた取組を進めるとともに、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えた介護サービス基盤の計画的な整備や、住民や地域の多様な主体の参画による、介護予防・生活支援サービス事業や地域づくりの推進、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保にむけた取組を進める必要があります。

「第10次防府市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画・老人福祉計画）」においては、国の基本指針の告示に向けた動向を注視しながら、「第9次防府市高齢者保健福祉計画（第8期介護保険事業計画・老人福祉計画）」の基本目標を継承し、高齢者の自立支援及び地域包括ケアシステムの深化にむけて、高齢者に関する各種施策の具体的な取組の考え方や目標を定めるとともに、取り組むべき施策、事業とその実施効果及び成果目標を明確にしていきます。

## 防府市の地域包括ケアシステム

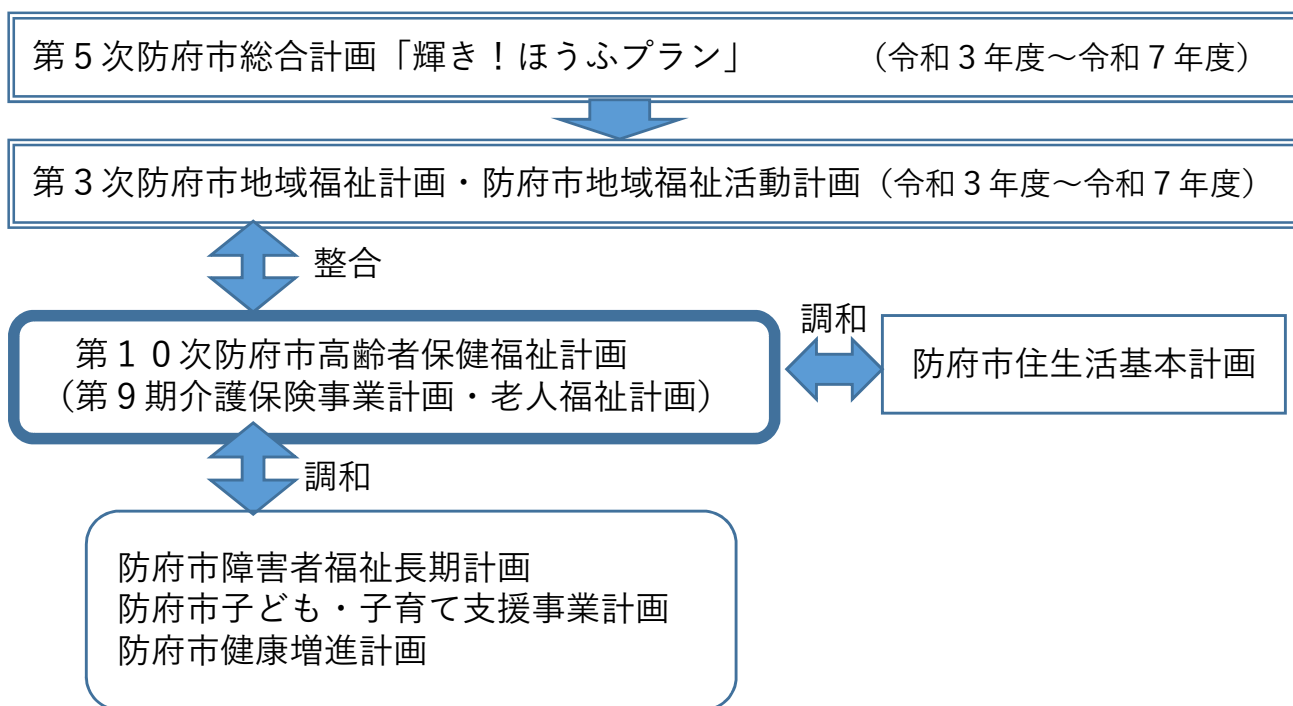
高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるよう思いやりと支え合いによる幸せの提供ができる地域社会の形成を目指す



## 2 計画の性格

本計画は、介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画及び老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画を一体として策定したものです。

また、本計画は、令和2年度に策定した「第5次防府市総合計画」（防府市自治基本条例第13条第1項）に掲げる、地域福祉の充実等を具現化する部門計画としての性格を有するものとして計画間の整合性を図っています。



## 3 計画期間及び見直し時期

この計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、計画の最終年度となる令和8年度には、社会情勢の変化を反映し介護保険財政の均衡等を図るため、第10次計画を見直し第11次計画を策定します。

計画期間と見直しの時期

R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	R9年度 (2027年度)	R10年度 (2028年度)	R11年度 (2029年度)	R12年度 (2030年度)	R13年度 (2031年度)	R14年度 (2032年度)
第9次計画(第8期)			第10次計画(第9期)			第11次計画(第10期)			第12次計画(第11期)		
					計画見直し			計画見直し			

## 4 計画の策定体制

### (1) 防府市高齢者保健福祉推進会議

介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の推進並びに計画の策定・見直しについて、広く市民の意見を反映させるため、防府市高齢者保健福祉推進会議を設置しています。

公募の市民、学識経験者、保健・医療・福祉団体等関係者、サービス利用関係者の代表者等、19名の委員で構成されています。

### (2) 計画の推進

この計画では、P D C Aサイクル※を活用し、地域の実状に即した実効性のある施策を実施するとともに、防府市高齢者保健福祉推進会議において評価の報告を行うことで、保険者機能の強化を進めていきます。

P : Plan (計画)	高齢者の生活実態及び地域課題を分析し、実効的で検証可能な目標と地域に即した施策を設定します。
D : Do (実行)	実態把握・課題分析結果と目標を地域及び関係者間で共有した上で、積極的に施策を推進します。
C : Check (評価)	計画に基づいて施策を実施し、定期的に施策の実施状況や目標の達成状況について分析及び評価を行い、その結果について公表し、関係者や地域住民等への周知を行います。
A : Act (改善)	計画について必要な見直しを検討し、速やかに改善又は次期計画に盛り込みます。

### (3) パブリックコメント

本計画の素案を公表し、市民の皆様から幅広く意見を募りました。寄せられた意見や要望は、本計画策定の参考とさせていただきました。

実施期間：令和5年（2023年）12月15日から  
令和6年（2024年）1月15日まで

提出者数：2名

提出件数：6件

意見を受けて加筆・修正したもの	5件
考慮すべき事柄として参考とするもの	1件
既に記載済みまたは対応済みのもの	0件
意見を反映することが困難なもの	0件
その他	0件